

○氷見市教育総合センター条例

昭和37年4月1日
条例第11号

(設置)

第1条 教育の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、氷見市教育総合センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、氷見市本町4番9号とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育の内容、方法、施設、設備、行財政等に関する研究調査に関すること。
- (2) 教育職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 家庭教育に関すること。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、教育の充実及び向上に関すること。

(職員)

第4条 センターに、所長及び必要な職員を置く。

(細則)

第5条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 [この条例](#)は、公布の日から施行する。
- 2 [氷見市教育研究所設置条例\(昭和33年氷見市条例第14号\)](#)は、廃止する。

附 則(昭和39年12月条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年3月条例第14号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年8月条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

氷見市教育総合センター 関連資料は 以下 HP をご覧ください。

氷見市教育総合センター HP アドレス

<https://www.himi.ed.jp/kyouikusogo/>

みんなで学ぼう ふるさと氷見 HP

<https://www.himi.ed.jp/himi-c/>